

鳥取県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年9月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
さくま内科・脳神経内科クリニック	さくま内科・脳神経内科クリニック	米子市長砂町59-1	平成22年8月19日	介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション